

ミハエル・ムロチェク | TEL: 03-3274-3805 eMail: michael.mroczek@okunolaw.com

## スイス法弁護士が日本で手がける国際取引・国際仲裁 パイオニアとしての挑戦



国際仲裁の中心地の一つであるスイスで仲裁案件を手がけていたムロチェク氏

### スイス法を準拠法とする 国際契約のメリット

国際取引において、契約書を作成する際、どこかの国の法律を準拠法とするかは悩ましい問題だ。

奥野総合法律事務所・外国法共同事業では、昨年からはスイス法を専門とするミハエル・ムロチェク氏(外国法事務弁護士)が外国法パートナーとして加入し、スイス法を準拠法とする案件を本格的に取り扱っている。同事務所は、今年で創設90周年を迎える法律事務所。創設当初は事業再生の分野を中心に扱っていたが、クライアントの幅広いニーズに応えるため、国内のあらゆる案件を手がけるフルサービスの総合法律事務所へと発展してきた。さらに近年は、国際案件にも注力しており、ムロチェク氏は「インターナショナルプラクティスチーム」で、ドイツ語、英語、

フランス語、イタリア語、ポーランド語を使用言語に、スイス法を専門とする外国法パートナーとして活動している。たとえば、先日、実際に日本企業からの依頼を受け、ある韓国企業とのデистриビューションに関する契約で、スイス法を準拠法とし、仲裁地をパリとする案件を手がけた。

では、スイス法を準拠法とすることにはどのような意味があるのだろうか？

「日本もスイスも、ともにCivil Law(大陸法)に属している国同士なので、英米法と比べると、法律の条文自体や概念がよく似ています。また、スイスは多言語国家であるため、スイス法は4つの公用語で書かれており、加えて、英語の公式翻訳も入手が可能です。そして、これは同じCivil Lawに属するドイツ民法にはない特徴ですが、スイス民法は、法令の文章自体、多くの人が理解しやすいように比較的平易な言葉で起草されており、インターネットで公開されている法律の原文を読むだけでも、ある程度のことが理解できるようになっていると思います」。

つまり、最終的に弁護士のチェックは必要だが、契約書などをドラフトする段階で、企業の担当者でも内容のある程度把握できるため、当然、不確定要素は減ることになる。

また、多くの人がスイスについて「中立」というイメージを抱いているためか、スイス法についても同様のイメージを抱くようで、特にヨーロッパ企業との商取引を考えている日本企業にとっては、そういった「中立」のイメージがプラスに働くことが多いという。

### 弁護士によるリーガルチェックを 受けないリスクに警鐘を鳴らす

外国法事務弁護士として登録をして、日本で実際に執務を開始したムロチェク氏には、日本の実情はどのように映るのだろうか？

「私の経験上、国際商取引における紛争の多くは、国際契約書のリーガルチェックが、英語が分かる弁護士によっ



奥野総合法律事務所は創設90年の歴史をもつ法律事務所、事業再生などに強みを持つ一方で国際案件についても注力している

て行われるだけで、準拠法に精通している弁護士によるチェックはあまり行われていないことに起因しています。国内取引の場合には問題ないですが、国際取引に関してはそうはいきません。国際契約では、準拠法とする国の法令についての知識不足で、契約条項の不備を見落とすなどの法的なリスクが想定されます。したがって、こうしたリスクを避けるためには、準拠法について十分な知識を持つ弁護士のレビューを受けるべきでしょう」。

実際、先述の事例では、日本の法律では問題にならないが、準拠法とするスイス法の強行法規に違反している契約条項が見つかり、仮にチェックを受けていなければ、無効な条文を含む契約を締結していたおそれがあったという。

### スイス法弁護士としての国際仲裁の経験

ムロチェク氏は、スイスで法曹資格を取得後、スイスの法律事務所でも国際仲裁の案件を中心に活躍していた。来日のきっかけは、日本にある米国のロースクールで学ぶことを知った同事務所の弁護士が、入所を打診したことだという。

自身のスイス時代の弁護士としての経験について、こう語る。

「これまで、売買契約、ジョイントベンチャー契約、ライセンス契約、販売店契約などの各種契約書の作成やレビューなどのほか、国際仲裁の分野では、半導体、医療機器、医療サービス、航空の分野を多く取り扱っていました。主に国際商業会議所(ICC)やスイス商工会議所仲裁機関(スイス規則)の規則に基づく仲裁手続において、当事者の代理人を務めた経験があります」。

まさしく、国際契約・国際仲裁についてのエキスパート

と言えるだろう。

ところで、国際紛争における仲裁地としてスイスの需要が高いのはなぜだろうか？

ムロチェク氏によれば、スイス法の適用を受けると、差止命令時の裁判所の補助や上訴の手続に関して大幅な自由が許され(たとえば、取消手続は直接高等裁判所に申し立てることができるほか、取消権放棄の可能性について当事者間で事前に合意ができるなど)、これは他の裁判管轄にはないメリットだという。また、仲裁地をスイスとしたからといって、ヒアリングもスイスで行わなければならないというわけではなく、当事者は、自分たちの都合の良い場所を自由に合意できる点にも特徴があるという。

### スイス法弁護士のパイオニアとして

現在、スイス法の外国法パートナーとして日本の法律事務所に所属している外国法事務弁護士は、ムロチェク氏唯一人である。ムロチェク氏は「スイス法プラクティスのパイオニアとして活躍してもらいたい」という期待に応える形で来日した経緯があるため、講演などの活動にも余念がない。

実際、来日以降、同事務所をはじめ、スイス商工会議所や各大学が主催するセミナー、また、商工会議所やスイス大使館が主催する講演会などさまざまな場を通じて、仲裁による紛争解決の優位性を日本企業などに伝えている。

来日から1年余り。着実に顧客を増やしながら、講演などの依頼も増え、今後はスイス人の弁護士を現地から呼び寄せる計画もあるという。

国際取引や紛争解決手段として、日本におけるスイス法普及への取組みは始まったばかりだ。

#### Profile

ミハエル・ムロチェク(Michael Mroczek)  
02年バーゼル大学卒業(法学学士)。05年バーゼル大学院修了(法学修士)。08年スイス連邦弁護士会登録。09年シュタック・レヒツァンヴェルテ法律事務所(スイス連邦サンクト・ガレン及びチューリッヒ)。13年ポーランドにて欧州連合弁護士登録。13年奥野総合法律事務所入所。13年テンプル大学ジャパンキャンパス・ロースクール修了(LL.M.取得)。14年外国法事務弁護士登録(スイス連邦法)。14年在日スイス商工会議所執行委員就任。日本国内の講演として、「企業が知るべき国際仲裁についての5つの実務的問題」(在日スイス商工会議所、14年6月)、「スイス連邦における国際商事仲裁」(名古屋大学、13年12月)、「国際商取引における仲裁」(国際ファッションセンター、13年11月)など。

